

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年2月12日

北九州市保健福祉局地域福祉推進課

1 当該公募の趣旨

本業務については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第1項の重層的支援体制整備事業として、同条第2項第2号及び第4号に規定する事業を実施し、地域住民の生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備を進めることを目的として実施するため、必要な支援が届いていない者や、支援につながることに拒否的な者等の特性に応じて対応できる福祉専門職であることが望ましく、かつ複雑化・複合化した支援ニーズに対応する十分なノウハウが必要である。このため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、企画競争を実施する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名 令和7年度 伴走型支援事業・参加支援事業業務委託

(2) 業務内容

ア 伴走型支援事業

複雑化・複合化した支援ニーズを有し、必要な支援が届いていない者や支援につながることに拒否的な者、地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、支援員が自宅訪問等により、信頼関係の構築を通じたつながりづくりを行う。

イ 参加支援事業

複雑化・複合化した支援ニーズを有し、必要な支援が届いていない者等で、既

存の各制度の支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、関係機関と連携し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などのコーディネーターを行うとともに、本人と参加の場のマッチングを行う。

(3) 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 法人登記をしていること。
- イ 再委託を行うことなく業務が実施できること。
- ウ 本市の保健福祉施策について、共通の理念を持って事業を実施できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号
担当課名 保健福祉局地域福祉推進課
電話番号 093-582-2060 FAX 番号 093-582-2095

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

- ア 交付期間
令和7年2月12日から令和7年2月27日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
9時から12時まで、13時から17時まで
- イ 交付場所

(1) に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布。

エ 交付書類

説明書、仕様書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年2月13日から令和7年2月27日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
9時から12時まで、13時から17時まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を
作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う
こととなった当該業務委託の企画競争を中止する場合がある。

イ 詳細は、説明書の通り。